## 発議第15号

松阪市市民参加条例の制定について

松阪市市民参加条例を次のように制定する。

平成 25 年 11 月 27 日 提出

 松阪市議会議員
 海
 住
 恒
 幸

 前
 川
 幸
 敏

 深
 田
 龍

松阪市市民参加条例

(目的)

第1条 この条例は、市民が市政に関し、自らの自由な意思により伸びやかに意見や意思を表明し市政に参加することができる権利を保障することで、住民自治を基調としつつも多様な声が生かされる松阪市の自治を確保し発展させることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民参加」とは、市が政策・施策・事業の意思 形成過程において開催する会議等及び議会報告会等議会が設ける機会へ の参加をいう。

(基本原則)

- 第3条 市民参加は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の 政策形成においてできるだけ早い段階からその機会を確保されなければ ならない。
- 2 議会は、松阪市議会基本条例(平成 24 年松阪市条例第 30 号。以下「議会基本条例」という。)の趣旨を生かし、議会への市民参加に努めなければならない。

(市長等の責務)

- 第4条 市長等は、政策形成の各段階において市民が市民参加の意思を表明 できるよう、不断に市政情報の提供方法を改善する等、市民参加の機会の 確保と環境づくりに努めなければならない。
- 2 市長等は、市民参加により得られた市民の意思を生かした政策決定に努 めるものとする。

(議会の責務)

- 第5条 議会は、議会基本条例の趣旨に基づき、積極的に議会報告会を開催 する等議会が有する情報を提供しなければならない。
- 2 前条第2項の規定は議会について準用する。

(市民参加の機会の確保等)

- 第6条 市は、別に規則で定めるところにより、意見聴取会、フォーラム、 シンポジウム、市民意見交換会、審議会、パブリックコメント、公聴会、 政策提案会など(この条例において「会議等」という。)を単独又は複数 活用して市民参加の機会を設けるものとする。
- 2 市民は、特定の政策・施策・事業について、市長等及び議会に意見交換 会の開催を求めることができる。
- 3 市長等及び議会は、それぞれの機関としての意思決定について市民に説明機会をもち、市民に発言機会を提供しなければならない。
- 4 審議会の委員は、公募を原則とする。ただし市長は、公募委員以外にそのテーマに応じた専門的知見や経験を有する者を委嘱することができる。
- 5 すべての会議等及び議会報告会等議会が設ける機会は公開とする。
- 6 市は、会議等に先立ち、開催日時、会場、テーマ等を公表し、予め必要とする資料を提供しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附即

この条例は、平成26年4月1日から施行する。